

## 花火イベントに関する覚書

〇〇（以下、「甲」という。）と菊屋小幡花火店（以下、「乙」という。）とは、2022年〇月〇日に〇〇で開催する花火のイベントに関する覚書を締結する。

第1条 〇〇の日程他概要は下記の通りとする。

日時：2022年〇月〇日（〇）〇〇：〇〇～とする。※延期日〇月〇日

場所：〇〇

第2条 花火イベントが中止された場合のキャンセル料については下記の通りとする。

- 1 開催日より60日以前の中止についてはキャンセル料は発生しない。
- 2 60日前までのキャンセル料は発注金額の25%を甲より乙に支払うものとする。
- 3 30日前までのキャンセル料は発注金額の50%を甲より乙に支払うものとする。
- 4 14日前までのキャンセル料は発注金額の75%を甲より乙に支払うものとする。
- 5 当日キャンセルの場合は発注金額の100%を甲より乙に支払うものとする。
- 6 上記キャンセル料の取り扱いについて、変更の必要性が生じた場合は双方協議の上決定する。

第3条 延期について

- 1 打ち揚げ日程については、別の1日の予備日を設けることができる。
- 2 延期に伴う追加費用は発生しない。
- 3 再延期はできないものとする。
- 4 延期日程での中止またはキャンセルの場合、発注費用の全額を甲が乙に支払うものとする。

第4条 甲乙、業務上知り得た双方の機密について他に漏らしてはならない。

以上、上記花火イベントに関して合意した証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

2022年 月 日

甲)

乙) 群馬県高崎市本郷町1370番地  
有限会社菊屋小幡花火店  
代表取締役 小幡知明